

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県飯南郡飯高町

## 2 構造改革特別区域の名称

飯高町 NPO 福祉移送サービス特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

三重県飯南郡飯高町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

飯高町は、三重県の中西部に位置し、標高1,000m級の山々に囲まれ、東西27.5km、南北17.5km、総面積240.94平方kmの山村で、65の集落を形成している。人口は、昭和31年の昭和の合併時には12,114人を数えたが、平成15年5月末では5,696人と半減した過疎地で、高齢化率は約36%と非常に高く少子高齢化が著しく進行しています。

人口5,696人のうち、要介護認定を受けた高齢者は356人、障害者は409人となっており、今後も増加することが予想され、このうち単独で公共交通機関を利用することが困難な交通弱者は約300人と推定されます。

町内の医療機関の状況は、内科系の3医師・6診療所及び歯科診療所1箇所しかなく、充実した医療が受けられる総合病院がある松阪市までは、約40km～約60kmの距離があり、交通弱者にとっては医療面で不安のある状況となっています。又、日常生活必需品の購入にも毎日不便を感じながら生活をしています。

町内の公共交通機関の状況は、1路線の路線バス及びタクシー会社1社がありますが、路線バスは便数も少なくバス停留所まで4～5kmもある集落もあり、タクシー会社は1人で運営されており、これらの公共交通機関では高齢者や障害者等の交通弱者の移動が十分確保されていません。又、路線バス及びタクシーともに福祉車両が導入されていないので高齢者や障害者の利用が困難な状況となっています。

そこで、高齢者や障害者の移動支援策として、福祉サービスを主活動目的とするNPO法人を活用し、バスやタクシーでは十分カバーできない部分を福祉移送サービスで補完することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加が促進され、誰もが安心して暮らせる町づくりの実現につながり、地域福祉の充実が図れます。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

高齢者や障害者等の交通弱者の移動の確保という地域的課題を、自ら解決しようとする

NPOの福祉移送サービス事業として「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」を実施することにより、民間活力の拡大に繋がるとともに、地域福祉の向上を図るものです。

NPO法人による福祉移送サービス特区を設定することにより、高齢者や障害者等の日常生活の利便性の向上及び社会参加が促進されます。

また、民間活力を引き出すことにより、過疎地域における社会資源が整備され地域の活性化が図れるとともに共助社会の実現に繋がります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

過疎地において、高齢者や障害者等が施設入所に依存することなく住み慣れた地域で生活を続けていくためには、社会資源の整備や地域住民の共助の精神を促進することが必要となってくるので、NPO法人等による民間活力を引き出し福祉移送サービスを行うことにより、地域全体がお互いをお互いを支援する体制を確立し、福祉が充実した町づくりを行います。

当町の福祉移送サービスについては、採算面から民間事業者の新規参入が困難であり、行政が直接運営するには厳しい財政状況下では非常に困難であるので、NPO法人が民間事業者や行政ではカバーできない部分を補完することが適当であると思います。

このように民間活力を引き出し、民間と行政が協働することにより、行政が行ってきた福祉施策に、地域住民自らが福祉の充実に参画するという機運が広まることにより地域の活性化に繋がるとともに、共助社会の実現を図ります。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当町における在宅の高齢者及び障害者で、移動の支援が必要な方は約300人と推定され、構造改革による特例措置の適用により認定当初は50人の方が福祉移送サービスを利用することが出来ます。

高齢化の進展により、今後も利用対象者が増加することは明らかであるので5年後には180人程度、10年後には250人程度の利用を目標にすることにより、民間活力を引き出し住民意識の向上と共助社会の実現に繋がります。なお、残りの50人については、家族の支援が得られるので福祉移送サービスを利用する見込みはないと思われず。

又、福祉移送サービスの実施にともない交通弱者の移動・交流が促進されることにより、1人が1ヶ月に3,000円の新規購買をすると50人で180万円/年、180人で648万円/年、250人で900万円/年の新規売上増になる。

平成14年度商業統計調査結果（商店数：86店、従業員数：228人、年間販売額：2,532百万円、人口：5,778人）によると町民一人当たり年間購入額は438,214円となっており、50人～250人でも年間36,000円の新規購入は、零細な小売店が大半を占める町内の商店の活性化が図られる。

その他に、高齢者や障害者等が早期に受診できる機会が増えることにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり医療費が低減されることも見込まれます。

## 8 特定事業の名称

( 1 2 0 6 ) N P O によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ( 1 ) ボランティア養成事業

ボランティアの運転技術向上のための研修会及び高齢者や障害者の身体的特性を理解し、ケア技術の向上を図るための研修会を開催し、ボランティアの育成を図る。

### ( 2 ) N P O 立ち上げ支援事業

在宅で介護が必要な高齢者や障害者等支援を必要とする人々に対して、住民参加と行政との連携による在宅福祉サービスを提供し、地域福祉の向上・増進に寄与することを目的とする N P O 法人を立ち上げるために、県知事の認証及び法人登記等の事務手続きを支援をする。

### ( 3 ) N P O 法人運営支援事業

N P O 法人に対し事務所の提供、事務経費の補助、福祉移送サービス事業に関する指導助言等を行うことにより、長期的・安定的な福祉移送サービス事業が可能となるように支援する。

### ( 4 ) 井戸端会議の宅配便制度の充実

高齢化率が 3 6 % と高齢化社会となっている当町にとって、介護を必要とする高齢者が今後も増加することが見込まれている。しかし、家族構成の変化で家庭の介護力が弱まっており、家族だけでは十分な介護が困難な状況になってきているので、自助・共助・公助の三助の精神により地域全体で高齢者や障害者等の方々を助け合う制度の充実を図る。

### ( 5 ) 小規模多機能ホームの設置運営

全ての人一人の人間として尊重される地域づくりを目指し、高齢や障害によって生活支援が必要になっても、他市町村の特養等の施設に移り住まなくても済むように、住み慣れた地域で、家族や近隣、友人関係を保ちながら生活できることを目的としています。その実現のために空家を利用し、家庭に近い雰囲気をもった少人数で、通所介護（デイサービス）、宿泊（ショートステイ）、住む（グループホーム）ことが出来る施設を設置運営する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 1206

名称 NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のNPO法人等

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

認定当初は、当町内に事務所を有し、適合車両を保有するNPO法人「まほろば」が、運送の発地又は着地のいずれかを飯高町内として福祉車両を使用し、会員である要介護者、障害者等の移動制約者の輸送サービスを行う。

認定後は、適合車両の増車を図り事業を拡大する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

飯高町内には、公共交通機関として1路線の路線バス及び民間のタクシー会社1社がありますが、これらの公共交通機関では福祉車両を所有していないので要介護者や障害者等の当町内の移動制約者の輸送については十分確保されていないので、当町が適合車両を保有する特定非営利活動法人等に協力依頼をし、ボランティア輸送としての有償運送サービスを提供します。なお、有償運送の実施管理のための協議会を設置して問題点等について速やかに報告する体制を整える。

協議会の概要

#### (1) 主宰者

飯高町

#### (2) 名称

飯高町有償運送協議会

#### (3) 開催予定時期

特区認定後速やかに第1回目を開催し、以後は、道路運送法第80条第1項の許可申請の前、事業許可後3ヶ月を経過したのち及び6ヶ月又は問題点が発生したときに開催する。

#### (4) 開催地

飯高町内

#### (5) 運営方法

協議会を開催する場合は、次の資料を作成し、あらかじめ参加者に送付するも

のとする。

又、更新の申請に先立って開催される場合には、輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について協議会に報告するものとする。

飯高町内における交通の状況及び要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況

許可を受けようとするNPO法人が作成した自家用車有償運送許可申請書の案及び飯高町長からの具体的な協力依頼を示す書面

許可を受けようとするNPO等が行おうとする自家用自動車有償運送に関し、次に掲げる事項について具体的に記した資料

- ・使用する車両の自動車登録番号及び設備並びに運転者
- ・普通第二種免許によりがたい場合における十分な能力及び経験に係る事項
- ・損害賠償措置
- ・会員数及び運送の対価の額
- ・運行管理体制及び指揮命令系統
- ・事故防止についての教育及び指導體制
- ・事故時の処理及び責任体制（地方公共団体におけるものを含む）
- ・使用する車両についての整備管理体制
- ・利用者からの苦情処理に関する体制（地方公共団体におけるものを含む）

その他運営協議会の場において主宰者が必要と認める資料

#### （６）構成メンバー

協議に参加するメンバー

- ・飯高町長又はその指名する職員
- ・中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する職員
- ・公共交通に関する学識経験者
- ・飯高町社会福祉協議会長又はその指名する職員

意見を徴収するメンバー

- ・有償運送の利用者代表
- ・住民代表（ケアマネージャー、障害者団体の代表、一般住民の代表）
- ・町内ボランティア団体代表
- ・バス、タクシー等交通機関及び運転者の代表（町内タクシー会社代表）

なお、有償運送の運営主体となるNPOの代表については、説明員として協議に参加させることができる。

#### 有償運送の条件

##### （１）運送主体

飯高町長から具体的な協力依頼を受けたNPO法人とする。

なお、飯高町長からの具体的な協力依頼については、依頼の相手方となる法人名

及び依頼の対象となる有償運送行為を示した書面により行うものとする。

#### (2) 運送の対象

あらかじめ登録した会員及び介助者・付添人とし、会員は、次に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で住民税が課されていない者とし、運送の発地又は着地のいずれかが飯高町内にあること。

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けている者  
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者

肢体不自由又は内部障害若しくは精神障害により独立した歩行が困難な者（人工透析患者等）であって 及び に該当しない者

なお、運送主体は、次の事項を記載した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

会員の氏名、住所、年齢

要介護認定及び身体障害者手帳の交付等の事実

その他必要な事項

#### (3) 運送に利用する車両

車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた車両であること。

運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号について、利用者に見やすいよう車内に掲示し、外部から見やすいように使用車両の車体の側面にボランティア輸送に係る有償運送に用いる車両であることを表示すること。

外部から見やすいように使用車両の車体の側面にボランティア輸送に係る有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は、次のとおりとする。

氏名、名称又は記号

「有償運送車両」の文字

文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

なお、運送主体は、次に掲げる事項を記載した車両登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

車両の型式

自動車登録番号及び初度登録年

損害賠償措置

関係する設備又は装置

その他必要な事項

#### (4) 運転者

運転者は、普通第2種免許を有することを基本とし、これによりがたい場合は、

次に掲げる点等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められることとする。

申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと

都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること

自動車事故対策センターが実施する適正診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者であること 等

なお、普通第2種免許の取得については、飯高町において、一定の目標を立て取得できる体制の整備を図ること等を検討することとする。

また、運送主体は、次に掲げる事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理すること。

運転者の氏名、住所、年齢

自動車免許の種類

交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴

安全運転等に係る講習等の受講歴及び適正診断等の受診歴

その他必要な事項

#### （5）車両保険

運送に使用する車両は、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険又は共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

なお、運送主体が保有する適合車両は、上記の条件に合致する共済に加入している。

#### （6）運送の対価

運送の対価については、飯高町内における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1を目安に、地域の特性を勘案し運営協議会が定める基準以内とする。

#### （7）管理運営体制

運送主体において、適切な運行管理体制、指揮命令系統、事故防止についての教育及び指導体制、使用する車両についての整備管理体制、利用者からの苦情処理体制が整っており、運行管理責任者が選任されている。

また、飯高町においても住民福祉課長が事故処理、苦情処理の対応を行う。

なお、有償運送の条件が常時確保されているかについての管理は、まほろば理事長及び住民福祉課長が行う。

#### （8）法令の遵守

運送主体は、道路運送法第7条の欠格事由に該当していない。